

## 詳細別紙

### 【新型コロナウイルスに関する「出勤の停止等について」】

※「濃厚接触者の定義」とは保健所に「濃厚接触者」と判断された場合になります。

また、患者の発症から2日間にさかのぼって、患者と以下のような接触があった場合は、濃厚接触者と判断します。

◎ メンバーさんが発症した際の濃厚接触者とは：

- ・発症したメンバーさんに以下の何れかの状態で接触した者。
  - マスクや適切な手指衛生処置を実施せずに患者に接触した。
  - 気管吸引の際にマスク、手袋着用、手指衛生を行わなかった。
  - ケアの時にマスク、エプロン、手袋着用、手指衛生を行わなかった。

◎ その他：患者と1メートル以内の距離で、かつマスクなしで15分以上会話や食事を行った。

### ※「患者とは」

① 新型コロナウイルス感染症と確定診断された人。

#### 「留意事項」

- ・各自出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる(37.5度以上の発熱をいう。以下同じ)場合は出勤を行わないことを徹底すること。該当する職員について、管理者への報告により確実な把握が行われるよう努めること。（「休業扱い」とします）
- ・過去に発熱が認められた場合にあつては、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。なお、このような状況が解消した場合であっても、引き続き当該職員の健康状態に留意すること。

※ 今まで配信している法人情報はホームページに掲載。（[みなと舎](#) で検索）